

勝山市監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年12月23日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 丸山 忠男

記

- 1 監査対象
令和6年度定期監査 第二次分
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について (令和6年度 第二次分)

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p>【上下水道課】</p> <p>修繕工事の発注について</p> <p>漏水等の修繕工事について、同じような期日、場所の工事については、合わせて発注することができないか、修繕内容を精査して対応に努められたい。</p> <p>また、検証のために工事实施日を付した写真を添付するなど、修繕完了報告書を改めるよう業者に周知するよう求めた。</p>	<p>毎年実施している漏水調査委託で判明した漏水の修繕については、修繕箇所や内容を精査し、合わせて発注するよう改善した。また、漏水修繕を発注する勝山管工事業協同組合に対し、修繕完了報告書に工事实施日を付した写真を添付するよう周知した。</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>金融機関の都合による口座番号変更にかかる事務処理について</p> <p>金融機関の都合による口座番号変更に対して、口座番号の確認不足により振込が不能となったため、再度、該当者に口座番号を確認し振込手続きを行った事例があった。令和6年10月からは振込に対し手数料がかかるため、この場合は手数料も二重になる。金融機関の都合により変更となった口座番号をしっかりと確認し、適切な事務処理に努めるよう求めた。</p>	<p>金融機関からの口座番号変更の通知があった後、入力作業時に担当者他2名で確認を行うよう徹底した。</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>水道水の水質検査について</p> <p>新聞等で水道水における有機フッ素化合物(PFAS)についての報道があったが、水質検査の結果、基準値以下で健康上問題ないことがわかった。検査結果について、市ホームページだけでなく、市広報にて報告し、水道水は安全であることを市民に周知するよう求めた。</p>	<p>市広報の令和6年10月号にてPFASにかかる水質検査結果の記事を掲載し、市民に周知した。</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>浄土寺水源使用料について</p> <p>浄土寺水源使用料については、勝山市の現状と考え方を伝え、現在、地元区内で協議中とのことであるが、市として地元区と継続して交渉を行い、早期に適正な水源使用料について合意ができるよう求めた。</p>	<p>浄土寺区役員と複数回協議を行う中で、法的根拠を示した上、勝山市の考え方を伝えてきた。令和7年度の早い時期に最終合意としたい方針を伝えた。</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>学校プールの使用停止に伴う財源確保の対応について</p> <p>小中学校の水泳授業を民間に委託し学校プールを使用しなくなったことにより、水道・下水道使用料等の経費が不要となった。市としては経費削減となったが、公営企業会計にとって収入減は厳しいことである。市の都合による減収については市からの補填が考えられるが、財源確保について財政課と協議し対応を検討するよう求めた。</p>	<p>市財政課と協議し、勝山市水道事業経営戦略を改定、勝山市下水道事業経営戦略を策定した。また、国の交付金のほか、保有している資金を計画的に活用するとともに、一般会計出資など新たな財源を確保し財政的基盤の強化に努めた。</p>
<p>【総務課】</p> <p>勝山市区長連合会会計について</p> <p>勝山市区長連合会会員9名が参加し地域活性化研修を実施されているが、研修にかかる費用の収支決算書、研修の行程表、報告書が添付されていなかった。また、研修会費として出席者から会費を徴収しているが、現金で徴収し直接旅行会社へ支払っていた。出入金を現金のみで行うと公的な記録が残らないため、一旦通帳に入金して業者へ支払いするなど、収支が明確になるよう適正な事務処理に努めるよう求めた。</p>	<p>必要最低限の研修にかかる書類は、区長会の文書綴りだけでなく会計簿にも綴った。</p> <p>また、今後は研修会費は当日ではなく、事前に集金するなど調整し、一旦通帳に入金するように努める。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容(改善等内容)
<p>【総務課】</p> <p>自衛隊協力会会計について</p> <p>市からの委託料で実施した自衛隊コンサートについて、コンサート開催後、経費を精算し残金を市に戻入しているが、支出書に戻入の理由が記入されていなかった。出入金があったときは、その目的や理由を記入(または明細を添付)するなど、適正な事務処理に努めるよう求めた。</p>	<p>今後は、支出書に戻入理由や目的を明記するなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>【財政課】</p> <p>公金における現金の取り扱いについて</p> <p>財政課では公用車の自賠責保険料を一括して取り扱っており、その現金出納簿を検証したところ、車検時に業者へ支払った金額と自賠責保険料とに差額があり、市への返金が必要であったが、領収書を確認せずに現金出納簿に綴り、市に差額分が返金されないままになっていた事案があった。現金については「公金経理適正化にかかる公金等取扱基本マニュアル」に沿って適正に取り扱い、確認体制を整備するよう求めた。</p> <p>また、現金出納簿についても、添付の領収書等に番号を付してわかりやすくするなど適切な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>該当車両所管課及び車検実施業者に確認を取り、早急に返金処理を実施した。今後は、公金経理適正化にかかる公金マニュアルに沿って、現金の出納等については、複数職員による確認を徹底するよう改めた。また、出納簿については、これまで車番で管理していたが、番号を付すなど、管理が容易、明瞭となるように改めた。</p>
<p>【財政課】</p> <p>勝山市民会館使用許可申請書の取り扱いについて</p> <p>勝山市民会館の会館使用料について会館使用許可申請書を検証したところ、使用時間や使用備品に変更がある毎に金額の修正が書き加えられており、正しい金額かわかりにくいものが複数見受けられた。最終的な使用料について、誰が見てもわかるように申請書の取り扱いを工夫するよう求めた。</p>	<p>開館の使用時間や使用備品に変更があったとしても、会館使用許可申請書には、修正等をしないように、扱いを統一した。また、変更があった場合には、精算書を添付することとした。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>観光パンフレット印刷製本の発注について</p> <p>観光PR推進事業費について、観光パンフレットの印刷製本の際に、予算費目を需用費の印刷製本費とし、印刷機を所有していない業者に発注した事案があった。この場合、直接印刷会社に発注した方が請負金額が低く抑えることができると考えられることから、発注の仕方を見直し業務内容に沿った適正な予算執行に努めるよう求めた。</p>	<p>令和6年度より、観光パンフレットについては、勝山市観光まちづくり株式会社がデザイン面等を一元的に管理する運用に改めた。令和7年度より予算の費目を消耗品費として改めた。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>白山平泉寺歴史探遊館「まほろば」の修繕について</p> <p>白山平泉寺歴史探遊館「まほろば」のトイレの修繕について、トイレの不具合が生じてから、半年以上経過してから修繕した事案があった。観光客など多数の方が利用する施設であるため、修繕が必要な箇所は迅速に対応するよう求めた。</p>	<p>トイレの不具合が生じた時点で参考見積を取ったところ、予算残額を超えていたことから、予算に見通しがついた時点で流用して対応した。今後このような場合は迅速に対応するよう努める。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容(改善等内容)
<p>【商工文化課】</p> <p>補助金返還金の遅延について</p> <p>「移住引越費補助金・移住促進家賃補助金」について、在住期間の規定を満たしていない申請者より、著しく遅れて補助金が返還された事案があった。返還金については台帳等で管理し、時効に至らないよう適正な手続きのもと、積極的に返還を働きかけるよう求めた。</p>	<p>債権管理台帳の整備及び適正な債権管理に努め、返還が遅れないよう該当者には定期的に連絡を取り、積極的に返還を働きかけるようにする。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>金融機関の民営化への対応について</p> <p>令和7年に民営化が予定されている金融機関については、これまでは定額で預託金を預けていたが、民営化後は、預ける金額や取扱件数を管理し、預託金についても他金融機関と同様の考え方で、公平感を持って対応するよう求めた。</p>	<p>令和7年度に民営化が予定されている金融機関に預託の持ち方について相談を行ったところ、預託は不要との回答を得たため、令和7年度より預託は行わないこととした。</p>
<p>【消防署】</p> <p>公金における現金の取り扱いについて</p> <p>所管する作業車の車検時に、自賠責保険の担当課から保険料を預かり、そのまま業者へ支払った。しかし、支払った金額と実際の自賠責保険料に差額があったため、市への返金が必要であったが、領収書を確認せずに担当課に渡してしまい、市に差額分が返金されないままになっていた事案があった。現金については「公金経理適正化にかかる公金等取扱基本マニュアル」に沿って適正に取り扱い、確認体制を整備するよう求めた。</p>	<p>「公金経理適正化にかかる公金等取扱基本マニュアル」に基づき、車検時の自賠責保険料を確認し、車検業者に預けることを徹底いたします。</p>
<p>【消防署】</p> <p>借上げバスの業者選定について</p> <p>県消防大会に係る送迎用バスの借上げについて、参考見積が10万円を超えていたため、業者選定事務処理において2者以上の選定が必要であったが、1者随契にて受注者を決定していた事案があった。勝山市一般業務委託競争入札等実施要綱に基づき、適正な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>勝山市随意契約ガイドラインに基づき、適正に事務執行に努めてまいります。</p>
<p>【消防署】</p> <p>切手受払簿の作成について</p> <p>団体会計において、はがきを購入していたが、切手受払簿が作成されていなかった。切手など現金以外の管理については、台帳と照合するなど常に点検を行い保管を徹底する必要があることから、切手受払簿を作成し、適正に管理するよう改善を求めた。</p>	<p>切手受払簿を作成し、適正に管理するよう改善しました。</p>
<p>【消防署】</p> <p>消防団の組織強化について</p> <p>消防団の団員数が減少しているが、組織の脆弱性が危惧される。今後も継続して市民への消防団活動の周知、女性・若年層も含めた団員募集などを積極的に行うとともに、様々な施策により消防団組織の充実強化を図るよう求めた。</p>	<p>社会情勢や地域の実態に合った消防団の見直しと消防団員の負担軽減や活動しやすい環境づくりのため、消防団あり方検討会を開催し、消防団員の確保及び消防団活動の効率化について検討、協議している。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容(改善等内容)
<p>【市民課】</p> <p>歳出予算整理簿の操作について</p> <p>監査資料「3表 歳出予算整理簿」について、財務会計システムから費目別歳出データを抽出して資料を作成する際、本来は実際に入力した順に抽出されるが、抽出されたデータを起票の日付順に並べ替えて作成した事案があった。予算執行に誤りがあっても、意図的にデータを操作するような行いは厳に慎むよう求めた。</p>	<p>監査資料のデータを意図的に操作するようなことはせずに、適正に処理するよう課内で周知を図りました。</p>
<p>【市民課】</p> <p>委員報酬の重複支払いについて</p> <p>令和5年度の国保運営協議会の委員報酬の支払いについて、支払明細書を作成する際に、前回のデータを複写し前委員を削除せずに作成したこと、会議の出欠表との照合が不十分だったことなどから、前委員と現委員に重複して委員報酬を支払った事案があった。このことは市の信頼を失墜させる行為にもつながることから、再発防止について徹底するよう求めた。</p>	<p>支払い事務の際には、相手方、金額、根拠資料等の確認を徹底するよう、課内で周知を図りました。</p>
<p>【市民課】</p> <p>業者選定の誤りについて</p> <p>小学校新入学児童用交通安全帽子の入札について、見積依頼の業者選定の際に、契約担当課からの業者選定についての通知を看過し、昨年同様の手続きを行ったことにより、業者選定を誤り、センイザッカ組合に入っている業者に対し、重複して見積依頼をした案件があった。勝山市契約事務規則、契約担当課からの通知等を確認し、担当者任せにせず複数人で確認するなど適正な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>業者選定の際は、昨年度の執行状況を参考にすだけでなく、勝山市契約事務規則や契約担当課からの通知等の確認、複数人で確認するよう、課内で周知を図りました。</p>
<p>【市民課】</p> <p>診療報酬不正受給に関する対応の継続について</p> <p>診療報酬の不正受給について、該当者の情報を得ることが難しい状況ではあるが、内容証明郵便等により催促を続け、顧問弁護士と相談しながら対応するよう求めた。</p>	<p>令和5年8月に元経営者の勤務先等追跡のため公用照会をかけましたが、結果が得られず、現在も不明な状況です。引き続き債権の残額回収に向け、内容証明郵便等により催促を続け、顧問弁護士に相談しながら、有効な対応を検討してまいります。</p>
<p>【建設課】</p> <p>バッテリー取替えの支払いについて</p> <p>公用車のバッテリーの取替えについて、修繕料にて支払うべきところ、消耗品費で支払っていた。基本的な事務については、マニュアルを確認し間違いのないよう適正な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>消耗品から修繕料へ支出更正し、修正を行った。今後課内の複数人で対応・確認していく。不明な場合はマニュアルを確認することを徹底する。</p>
<p>【建設課】</p> <p>職員の育成について</p> <p>施設の改修工事において、参考見積を基に行った工事設計で、一部見積り漏れがあったため、工事受注者から指摘を受け、増嵩となった事案があった。また、全体的に工事の増嵩が多く見受けられた。課長補佐を中心に、設計、現場での確認、業者対応等について若年層の技師の育成に注力するよう求めた。</p>	<p>設計、現場での確認や業者対応等について、若年層の技師一人に任せるのではなく、課長補佐・係長等複数人で確認し、経験的・技術的根拠も含めた助言を行うなど、育成に努めていく。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容(改善等内容)
<p>【建設課】</p> <p>団体会計の郵便はがきの購入について</p> <p>長尾山開発事業推進協議会の会計について、年度末に次年度の総会開催通知用の郵便はがきを購入している事案があった。郵便はがきは金券であるため、過剰な在庫を保有しないよう、必要数や購入時期などを適切に見定め、計画的に調達するよう求めた。</p>	<p>年度の考え方についての認識の誤りによりはがきを購入したため、今後ははがきの必要枚数・購入時期について、精査して購入することとした。</p>
<p>【建設課】</p> <p>長尾山総合公園の指定管理について</p> <p>令和6年度より、長尾山総合公園の指定管理は、公園内の設置管理許可に伴う使用料によって維持管理を行い、市から指定管理料は支払わないものとなった。これにより、基本協定の内容についても大きく変更になっている。令和6年4月より指定管理者は変更となったが、指定管理者とは連絡・協議を密にし、施設の指定管理に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているか、確認しながら進めるよう求めた。</p>	<p>指定管理の出納その他の事務の執行が適正かつ効率に行われているかを、月例報告書及び現地確認を行いながら進めていく。</p>
<p>【建設課】</p> <p>市内都市公園の上下水道料について</p> <p>市内都市公園において、上下水道料金が、通常月額3,000円～4,000円程度のところ、令和6年4月は3倍以上の額の請求があった。利用者の水道栓の閉め忘れが原因と思われるが、閉め忘れ防止の表示や定期的なパトロールなど、不要な支出につながらないよう管理に努めるよう求めた。</p>	<p>水道栓の閉め忘れ防止の表示や定期的なパトロール実施を行い、公園管理に努める。</p>
<p>【営繕課】</p> <p>予算の流用について</p> <p>能登半島地震の被災者の受け入れにあたり、市営住宅維持管理費と定住促進住宅維持管理費において、度重なる予算流用による修繕料や光熱水費等の支出が見受けられた。必要な費用は予算要求し予算を確保して執行するよう、適正な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>予算が必要と判明した時点で、速やかに予算要求を行うこととした。</p>
<p>【営繕課】</p> <p>不適切な事務執行について</p> <p>公用車ハイゼットの修繕について、修繕料が不足しているにもかかわらず、見積を徴収し修繕を行った事案があった。予算が不足する場合は、予算を確保してから執行するよう適正な事務執行に努めるよう求めた。</p>	<p>見積徴収前に予算の確保日時の確認を複数人で行うとともに、今一度適正な事務について共有を行った。</p>
<p>【営繕課】</p> <p>住宅使用料の滞納について</p> <p>定住促進住宅の使用料の滞納について、滞納者には定期的に連絡をとり、債権が時効にならないよう管理に万全を期すよう求めた。</p>	<p>滞納者に対して、引き続き定期的な連絡を取るとともに、滞納使用料の回収に向けた対応を行うこととする。</p>